福県医発第１０６号（地）
平成３０年　４月１０日

各　医　師　会　長　　殿

福 岡 県 医 師 会
会 長　松田　峻一良
（公　印　省　略）

日医医賠責保険制度における介護医療院の取扱いについて

時下益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。

医事紛争の解決ならびに日医医賠責保険制度の運営に関しまして、ご尽力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、平成３０年４月より創設された「介護医療院」について、以下の取扱いとすることを正式に決定した日本医師会より連絡がありましたのでお知らせいたします。

つきましては、貴会におかれましてもご了知いただくとともに貴会会員へ周知方よろしくお願い申し上げます。

１．日医医賠責保険

医療行為によって生じた身体障害について日医Ａ会員が損害賠償を請求された場合を対象としており、日本国内で行われた医療行為であれば施設は問わないため、介護医療院で行われた医療行為についても対象となります。

２．日医医賠責特約保険

（１）日医医賠責特約保険の補償対象施設

「介護医療院」を補償対象施設に追加します。

※ただし、法人立介護医療院については定員９９名以下が対象となります。

（２）介護医療院の掛け金

従来の医療施設（病院、診療所）に準じた取扱いとします。

区分	掛け金
介護医療院 （定員１９名以下）	年間 20,000 円 ※補償対象医療施設（「介護医療院（定員１９名以下）」及び「診療所」）の数にかかわらず同一

小郡三井医師会より

医事調停担当理事　淡河喜雄
会長　白石恒明

<table>
<tr><td>介護医療院
（定員２０名以上）</td><td>
<table>
<tr><td rowspan="4">補償対象の医療施設に常勤するＡ②Ｂ会員数</td><td colspan="2">１定員（病床）当たり掛け金</td></tr>
<tr><td>在籍なし</td><td>13,800 円</td></tr>
<tr><td>１～２名</td><td>13,100 円</td></tr>
<tr><td>３名以上</td><td>12,400 円</td></tr>
</table>
× 定員数（一般・療養病床の許可病床数） － 40,000 円
※複数の介護医療院（定員２０名以上）及び病院がある場合には、定員数及び病床数の合計
</td></tr>
</table>

（３）具体例

①有床診療所の一部病床を、介護医療院に転換した場合

現行			転換後		
届出	病床数	掛け金	届出	病床・定員数	掛け金
有床診療所	19 床	20,000 円	有床診療所	10 床	20,000 円
			介護医療院	９人	

②病院の一部病床を、介護医療院に転換した場合

現行			転換後		
届出	病床数	掛け金	届出	病床・定員数	掛け金
病院	50 床	650,000 円	病院	30 床	650,000 円
			介護医療院	20 人	

※１病床・定員当たり 13,800 円とした場合

（４）事務手続き

新たに届出を行った介護医療院を補償対象施設とする場合には、「日医医賠責特約保険変更手続依頼書」にて補償対象施設の追加が必要となります。

※詳細については、別途ご連絡させていただきます。

日医発第1139(医責294号)
平成30年3月23日

都道府県医師会長　殿

日本医師会
会長　横倉　義武

日医医賠責保険制度における介護医療院の取扱いについて

拝啓、時下益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。

医事紛争の解決ならびに日医医賠責保険制度の運営に関しまして、ご尽力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、平成30年4月より創設される「介護医療院」について、以下の取扱いとすることが正式に決まりましたのでご連絡申し上げます。

敬具

1．日医医賠責保険

医療行為によって生じた身体障害について日医A会員が損害賠償を請求された場合を対象としており、日本国内で行われた医療行為であれば施設は問わないため、介護医療院で行われた医療行為についても対象となります。

2．日医医賠責特約保険

（1）日医医賠責特約保険の補償対象施設

「介護医療院」を補償対象施設に追加します。

※ただし、法人立介護医療院については定員99名以下が対象となります。

（2）介護医療院の掛け金

従来の医療施設（病院、診療所）に準じた取扱いとします。

区分	掛け金
介護医療院 （定員19名以下）	年間20,000円 ※補償対象医療施設（「介護医療院（定員19名以下）」及び「診療所」）の数にかかわらず同一
介護医療院 （定員20名以上）	補償対象の医療施設に常勤するA②B会員数 × 1定員(病床)当たり掛け金：在籍なし 13,800円／1～2名 13,100円／3名以上 12,400円 × 定員数（一般・療養病床の許可病床数） － 40,000円 ※複数の介護医療院（定員20名以上）及び病院がある場合には、定員数及び病床数の合計

（３）具体例

①有床診療所の一部病床を、介護医療院に転換した場合

現行			転換後		
届出	病床数	掛け金	届出	病床・定員数	掛け金
有床診療所	19 床	20,000 円	有床診療所	10 床	20,000 円
			介護医療院	9 人	

②病院の一部病床を、介護医療院に転換した場合

現行			転換後		
届出	病床数	掛け金	届出	病床・定員数	掛け金
病院	50 床	650,000 円	病院	30 床	650,000 円
			介護医療院	20 人	

※1 病床・定員当たり 13,800 円とした場合

（４）事務手続き

新たに届出を行った介護医療院を補償対象施設とする場合には、「日医医賠責特約保険変更手続依頼書」にて補償対象施設の追加が必要となります。

※詳細については、別途ご連絡させていただきます。